

令和4年8月18日

千葉県議会議員 佐野 彰 様

千葉県議会議員定数等検討委員会
委員長 阿部 紘一

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する報告書

千葉県議会議員の定数及び選挙区等については、令和3年6月10日の各会派代表者会議において、千葉県議会議員定数等検討委員会を設置することが決定され、令和3年6月23日以降、合計6回の検討委員会を開催し、検討を行いました。その結果を次のとおり報告します。

1 検討の結果

令和2年国勢調査の結果による定数等の現状を踏まえ、各会派より議員定数等の見直し案が提出された。

各会派の見直し案を検討したところ、定数案については77人から95人、また、選挙区案については、27選挙区から41選挙区と幅に開きがあり、かつ区割りについても相違があるなど、各会派の考え方が異なっており、検討委員会として、意見の一致を見るに至らなかった。

2 千葉県議会議員定数等検討委員会の開催状況

(1) 第1回検討委員会

- ア 開催日 令和3年6月23日(水)
- イ 議題 正副委員長の互選について
- ウ 主な内容

山中議長から、令和3年6月10日の各会派代表者会議において、「千葉県議会議員定数等検討委員会」の設置が決定され、本日、第1回検討委員会を開催することとなった旨、報告があった。

その後、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に阿部紘一委員(自民党)が、副委員長には高橋浩委員(立千民)が選任された。

(2) 第2回検討委員会

ア 開催日 令和3年6月30日(水)

イ 議題 令和2年国勢調査速報値による県議会議員定数等の
現状について

ウ 主な内容

初めに、千葉県議会議員選挙の選挙区及び定数の現状、公職選挙法による選挙区の原則、過去の例による選挙区の較差について、選挙管理委員会から説明を受けた。

また、委員長から最重要課題として率先して取り組むべきと考える項目について「強制合区の取り扱い」「逆転選挙区の取り扱い」「1票の較差の考え方」の三点が示され、それら三点を踏まえた「適正な議員総定数の検討」という私案が示され、次回の委員会までに各会派で検討することとした。

(3) 第3回検討委員会

ア 開催日 令和3年9月24日(金)

イ 議題 (1) 検討項目について
(2) 今後のスケジュールについて

ウ 主な内容

初めに、第2回検討委員会で提案された委員長私案の検討項目について各会派から検討結果の報告があった。

次に、委員長から、今後のスケジュールについて提案があり、案のとおり決定された。

また、国勢調査確定値が公表され次第、事務局から各会派に周知し、確定値や検討項目を踏まえ、各会派の考え方を次回までにまとめることとした。

エ 主な意見等

(立千民)

スケジュール案で令和4年度の2月定例県議会の後に周知期間とあるが、次の統一地方選挙に間に合わせるようにするという認識でよいか。

(委員長)

次の統一地方選挙に間に合わせるということである。

(4) 第4回検討委員会

ア 開催日 令和4年3月1日(火)

イ 議題 各会派の定数等の考え方について

ウ 主な内容

自民党、立千民、公明党、千翔会、共産党、リベ民から見直し案が提案され、各会派から提案内容の説明及び質疑が行われた。

エ 主な意見等

(立千民)

平成22年、26年、29年と検討委員会が開催された中で、議員では意見の一致が難しく、最終的に議案として挙がって決定している。

平成29年の委員会で、私たちの身分のことであるため、第三者委員会を設置し、決めていただいた方がよいのではないかと提案しており、今回も同様に第三者委員会の設置を提案する。

(自民党)

定数等検討委員会設置要綱の第1条に目的が記されており、内容としては、令和5年4月に執行予定の千葉県議会議員選挙に係る千葉県議会議員の定数等の総合調整を図るために千葉県議会内に千葉県議会議員定数等検討委員会を設置するとある。

また、議員は県民の代表として選出されており、信頼と付託に応える責務があり、各会派代表者会議の合意によって、本委員会が設置されたため、我々が責任をもって検討すべきである。

(立千民)

責任をもって検討するのは確かだが、過去を見ると成案を得ることが出来なかったため、今回もその可能性があるため提案した。

(5) 第5回検討委員会

ア 開催日 令和4年6月3日(金)

イ 議題 各会派の検討結果について

ウ 主な内容

公明党から第4回で提案した見直し案について、修正したい旨、委員長に申し出があり、修正箇所の説明が行われた。

自民党他5会派から提出された見直し案に対する意見や質問等があり、それに対する説明が行われた。

本日の議論を各党派持ち帰り、次回の検討委員会で各党派の最終案の検討結果の報告を求めることとした。

エ 主な意見等

(立千民) 自民党・千翔会・リベ民案に対して

一票の較差について、衆議院選挙において、最高裁で2倍以上の一票の較差は違憲であるとの判決が出たが、自民党、千翔会、リベ民案について2倍を切っていないがどう考えるか。

(自民党)

過去から積み重ねた判例として、あくまでも衆議院選挙では2倍であるが、地方議会議員選挙では3倍が目安となっている。較差の縮小は重要なことと思うが、そのためにいくつもの市町村を任意合区して議員数を減らしたのでは、1つの選挙区が広大なものとなり、市町村との連携が難しく多種多様な民意を把握しきれないことも懸念されるため、人口比例を基本とし、地域間の均衡を考慮した中で最大較差2.69倍とした。

(千翔会)

提示された各検討項目をクリアする形で、現実的な観点から変更を最小限にすることを優先にした結果、最大較差が2.62倍となった。

(リベ民)

政令市と中核市は都道府県の業務の一部を担っている自治体であり、本来は他の選挙区と同等に考えるべきではないと思っているが、今回は経過措置という考えで進め、改正案は最大較差2.12倍となったものの議員一人あたりの人口の全県平均を100とした場合プラスマイナス36%に収まっているため、問題があるとは考えられない。

(立千民) 自民党案に対して

多くの地方議会においては、少しずつ定数を削減してきている中で、自民党案については、1増となっているがどう考えるか。

(自民党)

今回の国勢調査で、人口が6万2千人増加しており、概ね、県全体の議員1人あたりの人口に相当する増加であることから、人口増の著しい流山選挙区の定数を1増とし、他の選挙区については定数の変更の必要がないと考えた。また、行政の監視機能を担う議会の機能強化のためにも定数を削減すべきではないと考える。

(公明党) 立千民、千翔会、共産党、リベ民に対して

定数について、県民の声を多く県政に届けるのであれば多い方が良く、

行政改革の観点からであれば減らすべきという考えもあり、正解はないと思うが、各党の定数に関する意見を教えていただきたい。

(立千民)

国及び地方財政を考えた中で、県民に無理を強いている部分が多々あり、それをつかさどる議員が身を削らなければならないのではないかという考えが根本にある。定数の妥当性はあるが、最終的には10万人程度に1人という形が県議会にはいいのではないかという結論の中、今回はすぐに下げることは難しいと考え、77人とした。

(千翔会)

3つの検討項目を最低ラインクリアした上で、劇的な変化、改定はしないこととした。ただ、定数は増やさないとし、1減とした。

(共産党)

定数を増やすとなると県民の理解が得られづらく、減らすと民意の反映が困難になることを考慮し、また、全国47都道府県の議員1人あたりの有権者数の割合を比較した結果、千葉県は多い方から6番目であり、議員を減らして、多様な民意を反映できるのかを考え、現状維持とした。

(リベ民)

定数全体については、もう少し削減の方向で見直しが必要と考えている。特に政令市と中核市は都道府県の業務の一部を担っている実態を踏まえて定数の大幅減を考えるべきであるが、1年の議論では難しいので、5年後に向けては、議論すべきとし、今回は、わずかな変更にと留めた。

(共産党) 自民党案に対して

一票の較差について、地方では3倍が目安と見解があったが、茨城県は1.9倍であり、2.69倍は県民の実感からしても大きいと思う旨、意見表明させてもらう。定数1の1人区が11選挙区あり、死に票と言われる2番目以下の民意が切り捨てられてしまうと思うが、どう考えるか。

(自民党)

定数の話で、議員1人あたりの人口がおおむね6万人程度と考えるため、結果的に11の選挙区は1人区になってしまう。人口が増えていけば変わるが、現状国勢調査の結果を基に考えるため、やむを得ないと考えている。

(共産党) 立千民、公明党案に対して

定数について、立千民案が17減、公明党案が10減と大幅減としているが、千葉県は議員1人あたりが受け持つ有権者数は、人口比で見た場合、多い方から6番目とあるため、人口のわりに議員数が少ない県である。

さらに議員数を減らして多様な民意が反映しづらくなると思うが、どう考えるか。

(立千民)

有権者の割合が6番目とあるが、全国的な人口規模で考えれば当然の位置である。民意を吸い上げることはしなければならないと思っているが、大変な時代に突入している中で、私たち自身が身を削ることによって県民の方の協力が得られると考えており、民意の吸い上げについては、選ばれた議員が努力することだと思う。

(公明党)

県民の方と接して感じるのは、民意はしっかり届けてもらいたい、議員数も見直してもらいたいと。一人一人の議員が今まで以上に能力を発揮していただくことで、定数を減らすことが県民の求めているものではないかと思い、10減とした。

(共産党)

大変な時代だということは十分理解しているが、財政的な考慮だとすれば議員報酬のカット等で対応できるころはあるため、議員数を減らして民意の反映が遠のくことがないようにしていただきたい。

(自民党) 立千民、公明党、共産党案に対して

任意合区により広域の選挙区を設定し、議員数を削減しているが、地域の声をどのように県政に反映しようとするのか伺いたい。

(立千民)

千葉県には、地域振興事務所があり、地域振興事務所の管轄区域にある程度固まった形の選挙区にする方が、県民の意見を吸い上げることが出来ると思い、選挙区を区割りした。

(公明党)

検討会においては、強制合区、逆転選挙区、一票の較差の考え方の3つの柱でスタートしており、その中の一票の較差の考え方を1つの課題として考えた際、どうしても合区が生じる。合区した結果、様々な課題も生まれると思うが、まずは一票の較差の縮小を優先した。

(共産党)

合区については、一票の較差の是正すること、また、定数については、民意が反映されるようにと変更していない。

(自民党)

それぞれの案があると思うが、地域の声を県政に反映させるには地域に根を張ることが一番大事と考える。

(自民党) 立千民、公明党、共産党案に対して

都市部に議員が集中し、地域間の均衡が考慮されておらず、地方の農産物、労働力、観光面と幅広い要望が聞き取りづらくなると思うが、どのように均衡を保つのか。

(立千民)

農村部の人口が減少することによって、議員定数の削減は公職選挙法上、行わなければならないことである。国も10増10減と議論があった中で、衆議院では一票の較差2倍は違憲と判決されたこともあり、民主主義の国である以上、その結果を尊重すべきと考える。我が会派案も農村部に関してできるだけ倍率が少なくならないよう配慮した。

(公明党)

一票の較差を追及すると必ずその課題が生じるが、一票の較差はある程度、是正しなければならない。地域の声をどう聴くかが重要であるが、各市町村にも議員がいるため、県議会議員は各自の選挙区はもちろんだが、千葉全体を見る気持ちで取り組んでいく必要があると考える。

(共産党)

千葉県における農村部が果たしている役割は大変重要と認識している。定数は減らさず、県全体で連携を取りながら均衡を保てればと考える。その上で、一票の較差の問題、1人区をできるだけ無くすよう提案した。

(自民党)

各会派において、今後も考え方を変更することが出来なければ、引き続き、議論を重ねたとしても平行線をたどるだけと考えられる。当委員会としては各会派案について意見の一致を見なかったと議長に報告することとしてはどうか。

(立千民)

当初から第三者委員会を設置しなければ意見はまとまらないであろうという考え方であり、結果的に意見がまとまらなかったから、これで終わりという形では納得することは難しい。

(6) 第6回検討委員会

ア 開催日 令和4年6月8日(水)

イ 議題 各会派の定数等の最終案について

ウ 主な内容

各会派から提出のあった最終案について内容を確認し、検討した結果、検討委員会として、意見の一致が見られなかったことを議長に報告することとした。

エ 主な意見等

(立千民)

意見の一致を見なかったのは確かであり、会派としては、委員の意見は出尽くしたこと、県民への周知期間を考え、今決めなければとの結論に達した。しかし、今の人口動向を考えると5年後にも改正しなければならない可能性があるが、その際には、第三者委員会の設置を検討していただきたい。

(公明党)

委員会で意見や立場は違えど合意形成を目指すべきであるが、結果的に合意形成できなかった時には、第三者委員会の意見を聞くということがあってもよいのではとの意見が我が会派であった。

(リベ民)

今回の委員会で決まらなかった項目等について、5年後の選挙の時までに結論を出すことが必要と考える。